

# 所得税の還付申告を受ける方へ

(医療費・住宅借入金等特別控除などについて)

所得税が戻る「還付申告」を1月から氏家税務署で受け付けています。確定申告期間中「2月18日(月)〜3月15日(金)」※土日を除くは大変込みますので、申告はお早めにごうぞ。なお、市・県民税申告は2月15日(金)からです。

## 医療費控除

本人や家族が、次にあてはまる医療費を支払ったとき、その一部が医療費控除の対象となる場合があります。

対象となる医療費

- 病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額
- ① 医師・歯科医師による診療(公費療代)
- ② 治療や療養のための医薬品購入費
- ③ 病院や診療所へ介護老人保健施設、助産所へ入院・入所するための費用
- ④ 治療のためのあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などによる施術費
- ⑤ 保健師・看護師・准看護師・特に依頼した人に支払った療養(在宅を含む)上の世話の費用
- ⑥ 助産師による出産の介助料
- ⑦ 介護保険制度で提供された一定のサービス対価のうち、指定介護老人福祉施設におけるサービスの対価(介護費、食費)として支払った額の二分の一相当額、または一定の居宅サービスの自己負担額

② 次のような費用で、診療や治療などに直接必要なもの

① 通院費用、入院の部屋代や食事代、

医療器具の購入代や賃借料で通常必要なもの

② 義手・義足・松葉づえ・義歯などの購入費

③ 6カ月以上寝たきり状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代  
(控除を受ける方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」と、支出したおむつ代の領収書が必要です。なお、要介護認定を受けている方が2年目以降の申告をする場合、一定の要件に該当すれば「市が主治医意見書の内容を確認した書類」とおむつ代の領収書で申告できます。市が主治医意見書の内容を確認した書類については、

市福祉高齢課 ☎(43)11116  
(お問い合わせください。)

必要書類(平成24年のもの)

① 各人・病院・薬局ごとにまとめて集計した領収書または証明書

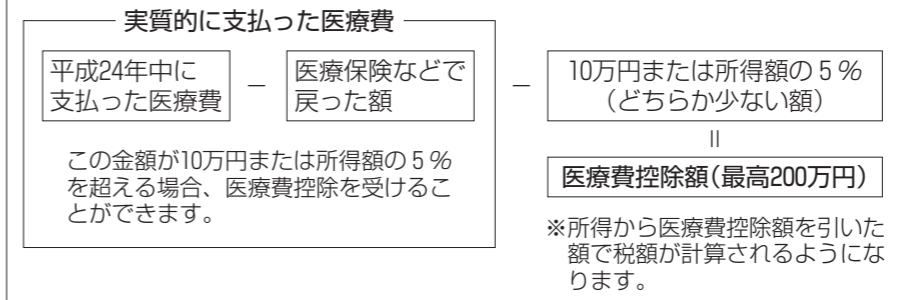
※ご注意ください  
医療費控除を受けるには、医師などが発行した領収書などが必要です。

未払いの医療費は、実際に支払った年が医療費控除の対象となります。

② 医療保険などで補てんされる金額の分かるもの

③ 源泉徴収票

## 医療費控除額の計算



## 住宅借入金等特別控除

■平成24年分の申告について

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築や購入・増改築したとき、次の主な要件にあてはまれば所得税の住宅借入金等特別控除が受けられます(申告が必要です)。

ただし、入居した年とその年の前後2年以内に、譲渡所得の課税の特例(3千万円の特別控除、買い換え、交換の特例など)の適用があるときは、この控除を受けることはできません。なお1年目に確定申告をするとき、2年目以降は年末調整などで控除が受けられます。

主な要件(新築の場合)

- ① 住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き住んでいること
- ② 控除を受ける年の所得金額が3千万円以下であること
- ③ 民間の金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローンを利用してのこと
- ④ 返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること
- 必要書類(新築の場合)
- ① 住民票の写し
- ② 登記簿謄本(抄本)など
- ③ 請負契約書または売買契約書など
- ④ 借入金の年末残高証明書
- ⑤ 源泉徴収票

※新築以外の場合は、お問い合わせください。

## 所得税で控除しきれなかった住宅借入金等特別控除が市・県民税から控除されます

平成11〜18年・平成21〜25年に入居した方について、所得税から控除しきれなかった額が翌年度の市・県民税から控除されます。

■手続き

原則不要です。

ただし給与支払報告書・源泉徴収票または確定申告書に居住開始年月日と控除可能限度額を記載し忘れた場合は、市に申告してください。

■市・県民税所得割から控除される額

- 次のうち少ない額が控除されます
- (1) 住宅借入金等特別控除のうち所得税から控除しきれなかった額
- (2) 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た金額(上限97、500円)

※所得税からの住宅借入金等特別控除を受ける場合、初年度は確定申告が必要です。

## 雑損控除

東日本大震災により住宅や家財など生活に必要な資産に被害を受けた方で、昨年申告されなかった方、追加で修理をされた方は、雑損控除

## 控除額の計算方法

新契約(生命保険・介護医療保険・個人年金保険各々で計算)	
年間の支払い保険料	控除額
~20,000円	支払保険料の全額
20,001円~40,000円	支払保険料×1/2+10,000円
40,001円~80,000円	支払保険料×1/4+20,000円
80,001円~	一律40,000円

旧契約(生命保険・個人年金保険各々で計算)	
年間の支払い保険料	控除額
~25,000円	支払保険料の全額
25,001円~50,000円	支払保険料×1/2+12,500円
50,001円~100,000円	支払保険料×1/4+25,000円
100,001円~	一律50,000円

## 適用限度額について

	生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除	適用限度額合計
新契約	最高4万円	最高4万円	最高4万円	最高12万円
旧契約	最高5万円	-	最高5万円	最高10万円
新契約・旧契約	新契約・旧契約両方の適用を受ける場合 最高4万円	新契約の場合のみ 最高4万円	新契約・旧契約両方の適用を受ける場合 最高4万円	最高12万円

新契約のみは最高12万円。旧契約のみは最高10万円。新旧両契約を結んでいる場合は、最高12万円まで、どのような組み合わせの申告でも可能です。

## 平成24年分所得税の主な改正事項

■生命保険料控除の改正  
平成24年1月1日以降、新たに締結された生命保険契約などについて、新たな控除額が適用となります。新たな契約で締結した保険は、生命保険料・個人年金保険料のほかに介護医療保険料が控除の対象となり、控除内容は左記のとおりです。

の対象になる場合があります。雑損控除の適用を受ける方は、次の必要書類をお持ちください。

■必要書類

① 被害を受けた資産の取得時期、取得価格の分かるもの(被害を受けた家屋の取得価格が分からない場合は、その面積の分かるもの)

② 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用が分かるもの(請求書・領収書など)

③ 被害を受けたことにより受け取った保険金の金額が分かるもの

※昨年の申告で提出した書類は、お持ちいただかなくて結構です。

還付申告はお早めに  
所得税が戻る還付申告は、1月から氏家税務署で受け付けています。

確定申告受付期間である2月18日〜3月15日は、窓口が大変込み合いますので、郵送やe-Tax、または確定申告受付期間の前の還付申告をお勧めします。

タックスアンサー・e-Taxの利用について  
「タックスアンサー」は国税に関するよくある質問をまとめたサイトで、国税庁のホームページからアクセスできますので、確定申告書作成の参考にご利用ください。

「e-Tax」は、自宅から国税庁のホームページの「確定申告書作成コーナー」から申告書を作成し、データ申告をするシステムで24時間利用可能です。3月15日までに利用開始すると所得税から最高3千円の控除が受けられます。利用に当たり、電子証明書の取得、ICカードリーダーアダプタが必要になります。

問い合わせ

● 所得税の申告  
氏家税務署 ☎329-11393  
さくら市氏家243-1-1  
☎0286(6882)3311

● 市県民税の申告  
市税務課 ☎(43)11115  
e-Taxについて  
ヘルプデスク ☎0570(01)5901  
または e-Tax ホームページへ